

デジタル庁
告示第二十号
総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第一百七十六条の規定に基づき、平成二十九年内閣府・総務省告示第一号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂
総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づき利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号。以下「主務省令」という。）第六条に掲げる事務 同条第二号に掲げる情報

二 主務省令第十三条第一号に掲げる事務 同号イに掲げる情報

三 略

七 主務省令第三十条第三号に掲げる事務 同号ニに掲げる情報

八 主務省令第四十四条第一号に掲げる事務 同号ソに掲げる情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項の要保護者に係る情報を除く。次号から第十三号までに
おいて同じ。）

九 主務省令第四十四条第二号に掲げる事務 同条第一号ソに掲げる情報

十 主務省令第四十四条第三号に掲げる事務 同条第一号ソに掲げる情報

十一 主務省令第四十四条第四号に掲げる事務 同条第一号ソに掲げる情報

十二 主務省令第四十四条第五号に掲げる事務 同条第一号ソに掲げる情報

十三 主務省令第四十四条第六号に掲げる事務（生活保護法第七十八条第一項から第三項までに関する事務を除く。） 同条第一号ソに掲げる情報

十四 略

十七 主務省令第五十七条の二第一号に掲げる事務 同号ロに掲げる情報

十八 主務省令第五十七条の二第二号に掲げる事務 同号ハに掲げる情報

十九 主務省令第五十七条の二第三号に掲げる事務 同号ハに掲げる情報

二十 主務省令第五十七条の二第四号に掲げる事務 同号ハに掲げる情報

二十一 主務省令第五十七条の二第五号に掲げる事務 同号ハに掲げる情報

二十二 主務省令第六十一条第二号に掲げる事務 同号ハに掲げる情報

二十三 主務省令第六十五条に掲げる事務 同条第三号に掲げる情報

二十四 略

二十六 主務省令第六十七条第十六号に掲げる事務 同号ハに掲げる情報

二十七 主務省令第六十七条第十七号に掲げる事務 同号ハに掲げる情報

二十八 主務省令第六十七条第十八号に掲げる事務 同号に掲げる情報

二十九 主務省令第六十七条第十九号に掲げる事務 同号に掲げる情報

三十 主務省令第六十七条第二十号に掲げる事務 同号に掲げる情報

〔新設〕

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づき利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号。以下「主務省令」という。）第十三条第一号に掲げる事務 同号イに掲げる情報

二 同上

六 主務省令第三十条第三号に掲げる事務 同号ハに掲げる情報

七 主務省令第四十四条第一号に掲げる事務 同号レに掲げる情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項の要保護者（以下「要保護者」という。）に係る情報を除く。）

八 主務省令第四十四条第二号に掲げる事務 同条第一号レに掲げる情報（要保護者に係る情報を除く。）

九 主務省令第四十四条第三号に掲げる事務 同条第一号レに掲げる情報（要保護者に係る情報を除く。）

十 主務省令第四十四条第四号に掲げる事務 同条第一号レに掲げる情報（要保護者に係る情報を除く。）

十一 主務省令第四十四条第五号に掲げる事務 同条第一号レに掲げる情報（要保護者に係る情報を除く。）

十二 主務省令第四十四条第六号に掲げる事務（生活保護法第七十八条第一項から第三項までに関する事務を除く。） 同条第一号レに掲げる情報（要保護者に係る情報を除く。）

十三 同上

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

十六 主務省令第六十一条第二号に掲げる事務 同号ロに掲げる情報

十七 主務省令第六十五条に掲げる事務 同条第二号に掲げる情報

十八 同上

二十 主務省令第六十七条第十五号に掲げる事務 同号ハに掲げる情報

二十一 主務省令第六十七条第十六号に掲げる事務 同号ハに掲げる情報

二十二 主務省令第六十七条第十七号に掲げる事務 同号に掲げる情報

二十三 主務省令第六十七条第十八号に掲げる事務 同号に掲げる情報

二十四 主務省令第六十七条第十九号に掲げる事務 同号に掲げる情報

- 三十一 主務省令第六十七條第二十一号に掲げる事務 同号に掲げる情報
- 三十二 主務省令第六十七條第二十二号に掲げる事務 同号に掲げる情報
- 三十三 主務省令第七十八條第三号に掲げる事務 同条第一号リに掲げる情報
- 三十四 主務省令第七十八條第六号に掲げる事務 同条第一号リに掲げる情報
- 三十五・三十六 [略]
- 三十七 主務省令第八十五條第十七号に掲げる事務 同号ハに掲げる情報
- 三十八 主務省令第八十五條第十八号に掲げる事務 同号ハに掲げる情報
- 三十九 主務省令第八十五條第十九号に掲げる事務 同号に掲げる情報
- 四十 主務省令第八十五條第二十号に掲げる事務 同号に掲げる情報
- 四十一 主務省令第八十五條第二十一号に掲げる事務 同号に掲げる情報
- 四十二 主務省令第八十五條第二十二号に掲げる事務 同号に掲げる情報
- 四十三 主務省令第八十五條第二十三号に掲げる事務 同号に掲げる情報
- 四十四～四十六 [略]
- 四十七 主務省令第九十一條に掲げる事務 同条第五号に掲げる情報
- [削る]
- 四十八・四十九 [略]
- 五十 主務省令第九十八條に掲げる事務 同条第五号に掲げる情報
- 五十一 [略]
- 五十二 主務省令第一百十條第三号に掲げる事務 同号ホに掲げる情報
- 五十三 主務省令第一百四十四條第四号に掲げる事務 同号ロに掲げる情報
- 五十四・五十五 [略]
- 五十六 主務省令第二百二十七條第一号に掲げる事務 同号ソに掲げる情報（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四條第一項及び第三項の支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四條第一項の支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六号。以下この号において「平成二十五年改正法」という。）附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この号において「旧法」という。）第十四條第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二條第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四條第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二條第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者に係る情報を除く。次号から第六十一号までにおいて同じ。）
- 五十七 主務省令第二百二十七條第二号に掲げる事務 同条第一号ソに掲げる情報
- 五十八 主務省令第二百二十七條第三号に掲げる事務 同条第一号ソに掲げる情報

- 二十五 主務省令第六十七條第二十号に掲げる事務 同号に掲げる情報
- 二十六 主務省令第六十七條第二十一号に掲げる事務 同号に掲げる情報
- 二十七 主務省令第七十八條第三号に掲げる事務 同条第一号トに掲げる情報
- 二十八 主務省令第七十八條第六号に掲げる事務 同条第一号トに掲げる情報
- 二十九・三十 [同上]
- 三十一 主務省令第八十五條第十六号に掲げる事務 同号ハに掲げる情報
- 三十二 主務省令第八十五條第十七号に掲げる事務 同号ハに掲げる情報
- 三十三 主務省令第八十五條第十八号に掲げる事務 同号に掲げる情報
- 三十四 主務省令第八十五條第十九号に掲げる事務 同号に掲げる情報
- 三十五 主務省令第八十五條第二十号に掲げる事務 同号に掲げる情報
- 三十六 主務省令第八十五條第二十一号に掲げる事務 同号に掲げる情報
- 三十七 主務省令第八十五條第二十二号に掲げる事務 同号に掲げる情報
- 三十八～四十 [同上]
- 四十一 主務省令第九十一條に掲げる事務 同条第四号に掲げる情報
- 四十二 主務省令第九十二條第一号に掲げる事務 同号ロに掲げる情報
- 四十三・四十四 [同上]
- 四十五 主務省令第九十八條に掲げる事務 同条第四号に掲げる情報
- 四十六 [同上]
- [新設]
- 四十七・四十八 [同上]
- 四十九 主務省令第二百二十七條第一号に掲げる事務 同号レに掲げる情報（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四條第一項及び第三項の支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四條第一項の支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六号。以下この号において「平成二十五年改正法」という。）附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この号において「旧法」という。）第十四條第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二條第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四條第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二條第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者（以下「要支援者」という。）に係る情報を除く。）
- 五十 主務省令第二百二十七條第二号に掲げる事務 同条第一号レに掲げる情報（要支援者に係る情報を除く。）
- 五十一 主務省令第二百二十七條第三号に掲げる事務 同条第一号レに掲げる情報（要支援者に係る情報を除く。）

五十九	主務省令第二百二十七条第四号に掲げる事務	同条第一号ソに掲げる情報	五十二	主務省令第二百二十七条第四号に掲げる事務	同条第一号レに掲げる情報（要支援者に係る情報を除く。）
六十	主務省令第二百二十七条第五号に掲げる事務	同条第一号ソに掲げる情報	五十三	主務省令第二百二十七条第五号に掲げる事務	同条第一号レに掲げる情報（要支援者に係る情報を除く。）
六十一	主務省令第二百二十七条第六号に掲げる事務（生活保護法第七十八条第一項及び第二項に関する事務を除く。）	同条第一号ソに掲げる情報	五十四	主務省令第二百二十七条第六号に掲げる事務（生活保護法第七十八条第一項及び第二項に関する事務を除く。）	同条第一号レに掲げる情報（要支援者に係る情報を除く。）
六十二～六十五	略		五十五～五十八	同上	
六十六	主務省令第四百四十三条第一号に掲げる事務	同号リに掲げる情報	五十九	主務省令第四百四十三条第一号に掲げる事務	同号チに掲げる情報
六十七	主務省令第四百四十三条第二号に掲げる事務	同号トに掲げる情報	六十	主務省令第四百四十三条第二号に掲げる事務	同号ヘに掲げる情報
六十八	主務省令第四百四十三条第四号に掲げる事務	同号へに掲げる情報	六十一	主務省令第四百四十三条第四号に掲げる事務	同号ホに掲げる情報
六十九・七十	略		六十二・六十三	同上	
七十一	主務省令第四百四十九条に掲げる事務	同条第二号に掲げる情報	〔新設〕		
七十二・七十三	略		六十四・六十五	同上	
七十四	主務省令第六十三条第一号に掲げる事務	同号ソに掲げる情報	六十六	主務省令第六十三条第一号に掲げる事務	同号レに掲げる情報
七十五	主務省令第六十三条第二号に掲げる事務	同条第一号ソに掲げる情報	六十七	主務省令第六十三条第二号に掲げる事務	同条第一号レに掲げる情報
七十六	主務省令第六十三条第三号に掲げる事務	同条第一号ソに掲げる情報	六十八	主務省令第六十三条第三号に掲げる事務	同条第一号レに掲げる情報
七十七	主務省令第六十三条第四号に掲げる事務	同条第一号ソに掲げる情報	六十九	主務省令第六十三条第四号に掲げる事務	同条第一号レに掲げる情報
七十八	主務省令第六十三条第五号に掲げる事務	同条第一号ソに掲げる情報	七十	主務省令第六十三条第五号に掲げる事務	同条第一号レに掲げる情報
七十九	主務省令第六十三条第六号に掲げる事務	同条第一号ソに掲げる情報	七十一	主務省令第六十三条第六号に掲げる事務	同条第一号レに掲げる情報
八十～八十四	略		七十二～七十六	同上	
八十五	主務省令第六十九条第一号に掲げる事務	同号ハに掲げる情報	七十七	主務省令第六十九条第一号に掲げる事務	同号ロに掲げる情報
八十六	主務省令第六十九条第二号に掲げる事務	同号ハに掲げる情報	七十八	主務省令第六十九条第二号に掲げる事務	同号ロに掲げる情報
八十七	主務省令第七十条第一号に掲げる事務	同号ハに掲げる情報	七十九	主務省令第七十条第一号に掲げる事務	同号ロに掲げる情報
八十八	主務省令第七十条第二号に掲げる事務	同号ハに掲げる情報	八十	主務省令第七十条第二号に掲げる事務	同号ロに掲げる情報
八十九	主務省令第七十一条に掲げる事務	同条第三号に掲げる情報	八十一	主務省令第七十一条に掲げる事務	同条第二号に掲げる情報
九十	主務省令第七十二条に掲げる事務	同条第三号に掲げる情報	八十二	主務省令第七十二条に掲げる事務	同条第二号に掲げる情報
九十一	主務省令第七十三条第一号に掲げる事務	同号ハに掲げる情報	八十三	主務省令第七十三条第一号に掲げる事務	同号ロに掲げる情報
九十二	主務省令第七十三条第二号に掲げる事務	同号ハに掲げる情報	八十四	主務省令第七十三条第二号に掲げる事務	同号ロに掲げる情報
九十三	主務省令第七十四条第一号に掲げる事務	同号ハに掲げる情報	八十五	主務省令第七十四条第一号に掲げる事務	同号ロに掲げる情報
九十四	主務省令第七十四条第二号に掲げる事務	同号ハに掲げる情報	八十六	主務省令第七十四条第二号に掲げる事務	同号ロに掲げる情報
九十五	略		八十七	同上	

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。